

逃げよう、守ろう、その命

～直通階段が一つの建築物編～

大阪市北区のビルで多数の死傷者が発生した火災をうけて、命を守るための避難行動として総務省消防庁が「直通階段が一つの建築物向けの避難行動に関するガイドライン」（通称「避難行動ガイドライン」）を策定しました。

避難行動のポイントをまとめましたので、避難訓練に活用してください。

避難行動ガイドラインの全文は総務省消防庁ウェブページからご確認下さい。

URL: https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/221216_yobou_639.pdf



火災発生時の基本行動

火災を発見、覚知した場合は、周囲に知らせ、初期消火、避難、通報を実施すること。すべてを実施することが難しい状況であれば、避難を優先すること。

避難経路の優先順位

第1段階 まずは直通階段から避難

<第1段階のポイント>

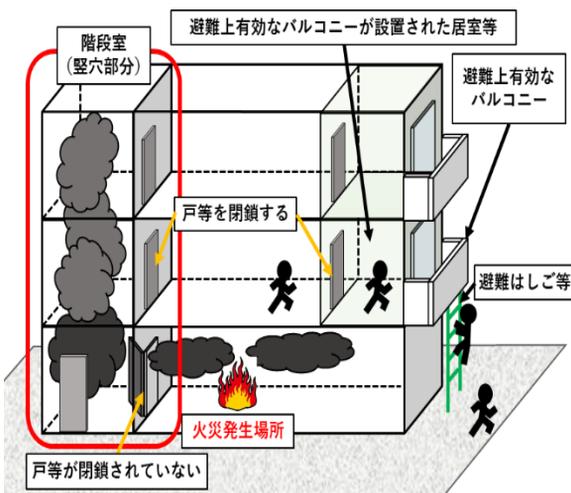
- ・最後に避難する人は、戸を閉鎖

直通階段が使用できない場合

第2段階 避難上有効なバルコニーへの避難

<第2段階のポイント>

- ・可能な限り階段室の戸を閉鎖
- ・避難はしご等があれば、地上へ避難
- ・地上へ避難できない場合、姿勢を低くして消防隊の救助を待つ。



バルコニーも使用できない場合

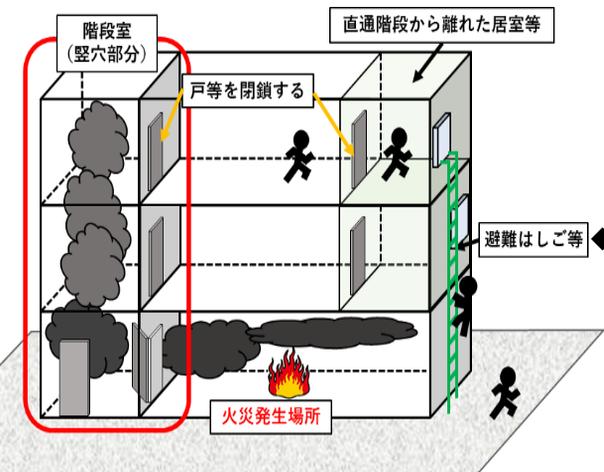
第3段階 【最終手段】 直通階段から離れた居室等へ退避

<第3段階のポイント>

- ・可能な限り階段室の戸を閉鎖
- ・地上へ避難できない場合、直通階段から離れた居室等※への退避・避難行動※を実施

◆ 避難はしご等があれば地上に避難

※ 詳細は裏面でご確認下さい。



直通階段から離れた居室等とは※

- ・避難器具が設置されている居室
- ・防火区画されている居室
- ・退避区画★
のいずれかを指します。

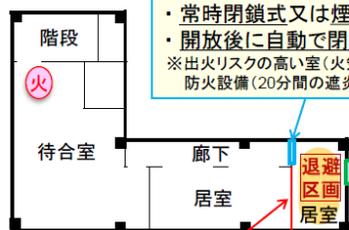
★ 退避区画とは、「消防隊が到着するまでの間、一時的に人命安全が保たれるよう、直通階段から離れた位置にある居室や廊下等の室、又はこれらの部分について、防火的に区画された退避スペース」です。

【退避区画の例】

■居室退避型 ⇒居室単位で区画

<退避区画を構成する戸>

- ・不燃材料で造り、又は覆われたもの
 - ・遮煙性能を有するもの
 - ・常時閉鎖式又は煙感知器連動の随時閉鎖式
 - ・開放後に自動で閉鎖するもの
- ※出火リスクの高い室(火気使用室)が近傍にある場合などは、防火設備(20分間の遮煙性能を有するもの)とすることが望ましい



<開口部>

- ・外部からの救助が可能で、人が乗り出せる大きさのもの
- ・避難器具を設置

<退避区画を構成する間仕切壁> ※垂れ壁は不可

- ・準耐火構造であるもの又は石膏ボード等の不燃材料で造り、若しくは覆われたもの

国土交通省策定の「直通階段が一つの建築物向けの火災安全改修ガイドライン」で退避区画を設ける場合の基準が示されています。

<国土交通省ウェブページURL>

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001578216.pdf>



退避・避難行動※

直通階段から離れた居室等へ退避するときには
1～4の退避・避難行動を実施してください。

1 声を出しながら避難・誘導する。



退避場所を把握している人が声を出して、他の避難者を誘導してください。

2 直通階段から離れた居室等の戸を確実に閉鎖する。



退避する人がいないと判断した際にはガムテープ等で隙間をふさぐ。
※ガムテープ等を戸の付近に保管しておきましょう。

3 居室等へ退避した人数を把握する



間違いのないよう
確実に確認しましょう。

4 消防機関へ再通報



- ・何階のどこにいるのか
- ・テナント名
- ・退避人数
などを伝達

避難訓練のご相談については最寄りの消防署にご相談ください。